

新しい民生・児童委員、主任児童委員が決まりました。

この度、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選により、令和4年12月1日付で厚生労働大臣から委嘱状が交付されました。

新しい委員は、今後3年間地域の皆様の良き相談相手として活動いただきます。

民生委員・児童委員・主任児童委員とは…

「民生委員・児童委員」は、地域住民の最も身近な地域で社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、母子世帯など援護を必要とする方々の相談、助言にあたる地域の奉仕者です。

また、「主任児童委員」は、地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童関係機関との連絡、調整、地域を担当する民生委員・児童委員と一体となって児童福祉の推進に当たります。

久慈市内には、120名の「民生委員・児童委員」及び16名の「主任児童委員」がおります（一部地区に欠員あり）。

民生委員・児童委員の職務は…

・あなたのまちの相談相手

民生委員・児童委員は地域のみなさまの相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中で気になっていることがございましたら、それぞれの地区担当にお気軽にご相談ください。

・福祉サービスの紹介

地域のみなさまの心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、みなさまと行政等とのパイプ役や調整役を務めます。

・秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があります。地域のみなさまから受けた相談内容の秘密は厳守するとともに、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。

民生委員・児童委員の担当地区は…

あなたの地域を担当している民生委員・児童委員は別添のとおりです。詳しくは久慈市社会福祉課（Tel 52-2119）にお問い合わせください。